

○厚生労働省告示第百三十一号

職業能力開発促進法施行令（昭和四十四年政令第二百五十八号）第七条第二項の規定に基づき、厚生労働大臣が定める手数料の額（平成十四年厚生労働省告示第二百十三号）の一部を次の表のように改正し、平成三十年四月一日から適用する。

平成三十年三月二十六日

厚生労働大臣 加藤 勝信

(傍線部分は改正部分)

		改 正 後	
機械保全	ビル設備管理 (略)	試験区分 (略)	手数料の額 (略)
<p>公益社団法人日本プラントメンテナンス協会が実施する次の試験に係るもの</p> <p>一 三級 (略)</p> <p>四 三級</p> <p>イ ロに掲げる者以外の者</p> <p>(1) 二級に掲げる者以外の者</p> <p>実技試験</p> <p>学科試験</p> <p>(2) 次の(i)から(iv)までのいずれかに掲げる者(以下「在校生」という。)</p> <p>(i) 職業能力開発促進法</p>	<p>公益社団法人全国ビルメンテナンス協会が実施する次の試験に係るもの</p> <p>一 (略)</p> <p>二 二級</p> <p>イ ロに掲げる者以外の者</p> <p>実技試験</p> <p>学科試験</p> <p>ロ 三十五歳未満の者</p> <p>実技試験</p> <p>学科試験</p>	<p>一五、四〇〇円</p> <p>四、〇〇〇円</p>	<p>一八、七〇〇円</p> <p>三、七〇〇円</p> <p>三、七〇〇円</p>
		改 正 前	
機械保全	ビル設備管理 (略)	試験区分 (略)	手数料の額 (略)
<p>公益社団法人日本プラントメンテナンス協会が実施する次の試験に係るもの</p> <p>一 三級 (略)</p> <p>四 三級</p> <p>イ ロに掲げる者以外の者</p> <p>実技試験</p> <p>学科試験</p> <p>ロ 次の(1)から(4)までのいずれかに掲げる者</p> <p>(1) 職業能力開発促進法</p>	<p>公益社団法人全国ビルメンテナンス協会が実施する次の試験に係るもの</p> <p>一 (略)</p> <p>二 二級</p> <p>実技試験</p> <p>学科試験</p>	<p>一五、四〇〇円</p> <p>四、〇〇〇円</p>	<p>一八、七〇〇円</p> <p>三、七〇〇円</p>

(昭和四十四年法律第六十四号。以下「法」という。)第十五条の七第三項に規定する公共職業能力開発施設において職業訓練を受ける者(職業能力開発促進法施行規則(昭和四十四年労働省令第二十四号。以下「規則」という。)第九条の短期課程の普通職業訓練又は専門短期課程若しくは応用短期課程の高度職業訓練を受けている者を除く。)

(ii) 法第二十四条第三項に規定する認定職業訓練を行う事業主等の設置する職業訓練施設において認定職業訓練を受ける者(在職中の者又は規則第九条の短期課程の普通職業訓練又は専門短期課程若しくは応用短期課程の高度職業訓練を受けている者を除く。)

(iii) 法第二十七条第一項の職業能力開発総合大

法(昭和四十四年法律第六十四号。以下「法」という。)第十五条の七第三項に規定する公共職業能力開発施設において職業訓練を受ける者(職業能力開発促進法施行規則(昭和四十四年労働省令第二十四号。以下「規則」という。)第九条の短期課程の普通職業訓練又は専門短期課程若しくは応用短期課程の高度職業訓練を受けている者を除く。)

(2) 法第二十四条第三項に規定する認定職業訓練を行う事業主等の設置する職業訓練施設において認定職業訓練を受ける者(在職中の者又は規則第九条の短期課程の普通職業訓練又は専門短期課程若しくは応用短期課程の高度職業訓練を受けている者を除く。)

(3) 法第二十七条第一項の職業能力開発総合大

(略)	ビルクリーニング	
(略)	公益社団法人全国ビルメンテナンス協会が実施する次の試験に係るもの 一 (略) 二 二級 イ ロに掲げる者以外の者 実技試験 学科試験 ロ 三十五歳未満の者 実技試験 学科試験 三、四 (略)	五 (略) (iv) 学校に在学する者 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条、第二百二十四条又は第二百二十四条の学校の学生又は生徒 実技試験 学科試験 ロ 三十五歳未満の者 (1) に掲げる者以外の者 実技試験 学科試験 (2) 在校生 実技試験 学科試験
(略)	一八、〇〇〇円 三、五〇〇円 九、〇〇〇円 三、五〇〇円	(略) 一〇、〇〇〇円 四、〇〇〇円 六、四〇〇円 四、〇〇〇円 二、九〇〇円 四、〇〇〇円

(略)	ビルクリーニング	
(略)	公益社団法人全国ビルメンテナンス協会が実施する次の試験に係るもの 一 (略) 二 二級 実技試験 学科試験 三、四 (略)	五 (略) 学校に在学する者 (4) 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条、第二百二十四条又は第二百二十四条の学校の学生又は生徒 実技試験 学科試験
(略)	一八、〇〇〇円 三、五〇〇円	(略) 一〇、〇〇〇円 四、〇〇〇円

